

市東さんの耕作権裁判 傍聴のお願い

三里塚芝山連合空港反対同盟

(連絡先) 事務局長・北原鈺治 成田市三里塚 115

闘う仲間のみなさん。三里塚闘争の帰すうを決める市東さんの耕作権裁判の第2回口頭弁論が4月23日千葉地裁で行われます(下に要項)。傍聴闘争への決起を強く呼びかけます。

今回の裁判は、空港会社が農地法による耕作権解約申請を行った以外の部分の「明け渡し請求」訴訟です。2月19日に行われた第1回口頭弁論では、被告席に座らされた市東さんが陳述を行い、「自分がこうした場に呼び出されていることに憤りを感じている。私は不正を告発するためにこの場に臨んでいる」と空港会社の提訴そのものを弾劾しました。

第2回弁論では

- ①空港会社側提出書面と公図との間に著しい違いがあること
 - ②1988年夏に、旧地主である藤崎政吉氏が行った畑の分筆登記は、地主でなくなった者による登記であって違法・無効であること
- の2点について、空港会社を追及する方針です。

この裁判は、農地法による農地取り上げという、理不尽極まりない攻撃に対する闘いであり、政府の新農政＝農業・農民抹殺政策との闘いです。何よりも三里塚闘争の中軸である市東孝雄さんの営農そのものがかかった死活的な裁判です。傍聴体制が決定的です。全力での取り組みを訴えます。

2007年4月11日

記

●市東さんの耕作権裁判 第2回口頭弁論

【日時】 4月23日(月) 午前11時

【法廷】 千葉地裁仮庁舎405号法廷

※傍聴席抽選のための整理券が配布されますので
午前10時をめぐに裁判所前に集まってください。
※弁論終了後、報告会があります。